

平成二十二年六月八日受領
答弁第五二二二号

内閣衆質一七四第五二二二号

平成二十二年六月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のオーストラリア政府の方針に関する決定についての通報は、平成二十二年五月二十七日、在京オーストラリア国大使館から外務省に対して行われた。

二及び三について

御指摘の発表後、平成二十二年五月二十八日には、武正外務副大臣（当時）からクリーン・オーストラリア貿易大臣に対し、また、同月二十九日には、小島オーストラリア国駐箚特命全権大使からスミス・オーストラリア外務大臣に対し、国際捕鯨委員会において外交的解決に向けて関係国が真摯に努力している中でオーストラリア政府の決定は残念であること、我が国の調査捕鯨は国際捕鯨取締条約（昭和二十六年条約第二号）第八条に従って公海上で実施する合法的な活動であり、我が国としても、我が国の立場を踏まえしかるべく対応していくこと等を伝えたところである。政府としては、今後とも、こうした我が国の立場を踏まえ適切に対応していく所存である。

四について

御指摘の計画については、政府としてお答えすべき立場にはない。